

※この連載では、政策ビジョン研究センターが現在最も重要視しているトピックスを中心に、そのときどきのホットニュースを、当センターの取り組みの様子、活動状況などと共に紹介していきます。

高齢化社会に向けた医療制度改革を

APEC 生命科学分野フォーラムで報告

今年 APEC (アジア太平洋経済協力) の首脳会合が日本 (横浜) で開催されることから、APEC は最大の外交イシューの1つとなっており、様々な政策と関連を持つことが予想されます。先月、APEC の産業別対話の1つとして仙台で開催された、生命科学分野フォーラムでは、森田朗教授・当センター学術顧問が「高齢化社会を見据えた医療制度のイノベーション課題と解決の方向性」と題する講演をしました。

このフォーラムは、生命科学分野におけるイノベーションを促しながら、国民に良好な医療を持続的に提供するための医療制度をメインテーマとし、ステークホルダーが相互理解を深めて経済協力を進めるために開催されました。生命科学分野は今年6月に公表された「新成長戦略」にも取り上げられているように、今後わが国において、環境とともに次世代の中核的産業を担う分

野の1つとして大きな期待を集めています。

森田教授の報告は、医療提供に必要な財源確保についてのセッションで行われました。APEC 諸国は、医療政策で共通の課題に直面しています。主な課題は、医療費の増大、患者と医療機関双方の要求の拡大、普遍的・平等な医療サービスの要請、財源の限界などですが、そのような課題の解決を一層困難にするのが、高齢化の到来です。高度の医療を平等に提供し、かつ財政的に持続可能な制度はどのようなものなのでしょうか。税に基づく公的支出と民間の保険を含む個人による負担の、どの組合せがベストの解なのでしょう。

森田教授は、次の5つを改革の方向性として挙げました。①皆保険制度の維持。②高度医療への個人負担の検討。③医療制度の効率化を妨げている制度の改革—規制改革等による民間の主体へのインセンティブの提供。④IT化による医療情報資源の利活用。⑤高齢化と医療技術進歩が加速している現状と将来を見据えた、APEC 諸国での研究協力。この報告は、高齢化社会、医

療ITの高度利活用、医療分野におけるイノベーションの促進、とりわけ革新的な医療機器の開発の支援等、現在当センターで進めている研究成果の一部を先取りして世界に発信する試みとなりました。



講演する森田教授

今回の報告内容は論文の形で公式 HP 上に掲載する予定です。当センターは今後もさまざまな媒体を通じて、大学における研究の成果を世界に向けて発信していきます。

APEC 生命科学分野フォーラム

- 日時：9月19日 (日)
- 場所：ウェスティンホテル仙台
- 主催：APEC (アジア太平洋経済協力)

改革の方向性 (森田教授 講演)

- ① 皆保険制度の維持
- ② 高度医療への個人負担
- ③ 規制改革等、民間へのインセンティブ提供
- ④ 医療情報資源のIT化による効率的活用
- ⑤ 高齢化と医療技術進歩を踏まえた研究協力

オーストラリア訪問調査

医療分野 ID の新法制



オーストラリア最古のシドニー病院前の銅像 イル・ボルセリーノ

オーストラリア政府が進めている医療 ID に関する新法制と実務について調査するため、9月23日、オーストラリア E-Health 推進公社を、当センター主要メンバーが訪問しました。同公社は、連邦制度を採用するオーストラリアにおいて、州の垣根を越えて E-Health を推進するために設立された組織です。

オーストラリアでは、E-health 関連予算として向こう 2 年間で 467 億豪ドルが割り振られました。その基礎となるのが医療分野に限定された ID を設けるための連邦の法律 (Healthcare Identifiers Act 2010) です。同法律は、2010 年 6 月末に可決成立し、7月か

ら施行されました。施行からわずか数日の間に、国民の約 97% に ID が配分されました。

オーストラリアでは予算に占める医療費の増大、高齢化の進展、そして医師をはじめとする医療従事者の確保が難しくなっていることはもちろん、全国のさまざまな医療機関に保管されている既往歴データを手でできないままの診療では医療安全上問題がある、という判断から、国民、医師、医療機関に ID (healthcare identifiers) が設けられました。ID を介して電子的な診療記録を利用すれば、少なくともあらゆる退院歴の確認、効率的な検査の実施、適切な処方、そしてより簡便かつ適切な医療機関への紹介が可能になるという点で、診療上のメリットがあると考えられています。この ID は、16桁のユニークな番号からなり、ID の配分等の管理業務は、公的医療保険を所管するメディケア・オーストラリアが担当しています。

この ID を導入するにあたっては、プライバシーの配慮が極めて大きな課題となりました。オーストラリアでは、過去2回にわたって ID 導入に失敗していることから、いくつかの対策が講じられています。第1に、メディケア・オーストラリアが、ID を管理していますが、そこで保

有されている情報は氏名と生年月日のみです。第2に、ID の不正利用を防ぐために、ID が搭載されたカード等が発行されることはありません。第3に、利用は医療目的に限定されていて、不正な利用等については罰則があります。国民は ID の利用履歴を確認して、誤った履歴を訂正できることになっています。

当センターからは、日本における E-Health の動向について紹介するとともに、学術的な分析も踏まえて、プライバシー保護のあり方などについて議論しました。また、秋山昌範教授が日本における E-Health の実例を医療安全とマネジメントの観点から説明しました。

主な論点

- ① 医療分野に限定した ID を導入する際の留意点、合意形成に向けた取り組み
- ② 電子診療情報の標準と定義
- ③ EHR の利活用、オーストラリアにおける E-Health の青写真
- ④ 医療機関をはじめとするステークホルダーに対するインセンティブ
- ⑤ プライバシーの保護のあり方

当センターでは今後も医療分野 ID について、オーストラリアをはじめとする世界の動向に注視し、上記の観点から研究を続ける予定です。